

指定管理業務点検・評価シート（令和7年度業務）

令和8年7月30日

施設名	鳥取県営境港水産物地方卸売市場及び境漁港	所在地	鳥取県境港市昭和町9番地7ほか
施設所管課名	農林水産部 境港水産事務所	連絡先	0859-42-3167
指定管理者名	境港水産物市場管理株式会社	指定期間	令和6年4月1日～令和11年3月31日

1 施設の概要

設置目的	水産物の卸売等を行わせるため
設置年月日	昭和37年9月15日開設
施設内容	○敷地面積 91,030㎡ ○施設内容 卸売場、仲卸売場、管理事務所、駐車場、トラックスケールほか
開館時間	午前4時から午後7時まで
休館日	○1月1日から1月4日まで ○8月13日から8月16日まで ○毎週日曜日 ○その他開設者が必要と認めた日

2 指定管理者が行う業務

委託業務の内容	○市場施設の利用許可等 ○市場施設の使用料の徴収及び収納 ○市場の施設及び設備の維持管理 ○その他市場の管理に関する業務（開場時間及び休場日の決定・変更、卸売業者からの卸売り予定数量等の報告の受理・掲示、市場内での制限行為の承認及び制限した行為の違反者に対する制止・退去命令等） ○境漁港の維持管理に関する業務 ○境漁港の管理に関する業務（港内の秩序維持のための船等に対する移動命令等） ○その他管理施設の運営に関して必要な業務（利用者の受付及び案内、会議室・付属設備及び備品の貸出等）
---------	---

3 施設の管理体制

管理体制	正職員（常勤職員）： 5人、非常勤職員： 6人、臨時職員： 0人〔計 11人〕												
	専務取締役(1) 業務担当(1) 設備担当(1) 事務担当(2) 監視員A 監視員B 監視員C 監視員D 監視員E 監視員F												

4 施設の利用状況

水揚量（t）		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	7年度	18,616	17,444	13,760	7,988	2,915	6,712	5,568	6,468	5,289	8,646	19,312	22,497	135,216
	6年度	22,399	13,394	13,050	3,608	2,619	11,138	8,562	7,494	5,580	11,029	12,608	19,325	130,807
	増減	-3,783	4,049	709	4,380	296	-4,426	-2,293	-1,026	-291	-2,382	6,704	3,171	4,408

※ t 未満四捨五入のため、合計が合わないことがある。

見学等 受入状況		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	団体数	24	51	53	46	48	52	55	72	40	36	30	54	561
うち 社会科 見学	人数	75	303	627	358	396	591	598	686	369	302	180	429	4,914
	団体数	0	0	0	1	1	8	5	4	2	0	1	2	24
	人数	0	0	0	31	20	251	227	227	68	0	17	67	908

5 収支の状況

区 分			7 年度	6 年度	増 減
収入	事業収入				
		小 計			
	事業外収入	県委託料	232, 825, 000	224, 593, 000	8, 232, 000
		小 計	232, 825, 000	224, 593, 000	8, 232, 000
計		232, 825, 000	224, 593, 000	8, 232, 000	
支出	人 件 費		37, 116, 807	34, 337, 406	2, 779, 401
	管理運営費		185, 996, 807	177, 901, 337	8, 095, 470
	事 業 費				
	計		223, 113, 614	212, 238, 743	10, 874, 871
収 支 差 額			9, 711, 386	12, 354, 257	

6 労働条件等

確認項目		状況			備考
		正職員	非常勤職員	臨時職員	
雇用契約 ・ 労使協定	労働条件の書面による提示	労働条件通知書	労働条件通知書	該当なし	※書面の名称を記入
	就業規則の作成状況	作成あり、届出済	同左	同上	※常時10人以上の労働者を使用する場合は作成、届出が必要
	労使協定の締結状況	有	同左	同上	※労働基準監督署長への届出が必要な協定の有無
労働時間	所定労働時間	4 0 時間	上限 4 0 時間、 下限 3 2 時間	同上	※幅がある場合は上限、下限を記入
	時間管理の手法	自己申告、 使用者の現認	同左	同上	※タイムカード、ICカード、自己申告、使用者の現認などの別を記入
	休暇、休日の状況	土、日、祝祭日、 市場休場日	4 日勤務 2 日休暇の ローテーション	同上	※幅がある場合は上限、下限を記入
給与	給与金額	3 3 6 千円	2 5 0 千円	同上	※平均月額を記入
	最低賃金との比較	適	適	同上	※適否を記入
	処遇改善計画との比較	206. 50%	149. 10%	同上	※達成率を記入
	支払い遅延等の有無	無	無	同上	※有無を記入
安全衛生	一般健康診断の実施	正職員 年 1 回、非常勤職員（監視員） 年 2 回			
	産業医の選任	選任の要否：不要	選任状況：なし		※規模の要件あり
	安全管理者の選任	選任の要否：不要	選任状況：なし		※業種・規模の要件あり
	衛生管理者の選任	選任の要否：不要	選任状況：なし		※規模の要件あり
	安全衛生推進者（衛生推進者）の選任	選任の要否：要	選任状況：有		※業種・規模の要件あり

（参考）

- 労働基準監督署長への届出が必要な労使協定の例（労働基準法（昭和22年法律第49号）に基づくもの）
- ・労働者の貯蓄金をその委託を受けて管理する場合（労働基準法第18条）
 - ・1ヶ月単位の変形労働時間制（労働基準法第32条の2 就業規則に定めた場合には届出不要）
 - ・1年単位の変形労働時間制（労働基準法第32条の4、第32条4の2ほか）
 - ・1週間単位の変形的変形労働時間制（労働基準法第32条の5）
 - ・時間外労働・休日労働（労働基準法第36条 いわゆる「3 6 協定」）
 - ・事業場外労働のみなし労働時間制（労働基準法第38条の2 事業場外労働が法定労働時間内の場合は不要）
 - ・専門業務型裁量労働制（労働基準法第38条の3）

○各種管理者等の業種・規模に係る要件（労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づくもの）

種別	業種	規模（常時使用する労働者数）
産業医	全ての業種	50人以上
安全管理者	林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業	50人以上
衛生管理者	全ての業種	50人～200人（1人選任）
		201人～500人（2人選任）
		501人～1, 000人（3人選任）
		1, 001人～2, 000人（4人選任）
		2, 001人～3, 000人（5人選任）
		3, 001人以上（6人選任）
安全衛生推進者	安全管理者と同じ	10人以上50人未満
衛生推進者	安全管理者の選任を要する業種以外の業種	10人以上50人未満

7 サービスの向上に向けた取組み

区 分	取 組 み 内 容
施設管理運営面	・おさかなパークの利用受付、許可証発行に関しては、市場関係者以外との接点も多い中で、迅速かつ親切丁寧に対応するとともに、清掃業者と連携し環境整備に注意した。 ・市場施設の社会科見学について、積極的に受け入れ対応を行った。 ・市場の利用に支障を生じさせないよう、昼夜を問わず除雪を実施した。 ・県との連携による各種活動の推進や、関係者との調整に対応した。
安全管理面	・1月に発生した地震に対し、段差解消ゴム板を配置するとともに、災害復旧工事にあたり、関係者協議に参加した。 ・既存の軽油発電機のほか、蓄電器を2台（うち1台はソーラー蓄電）取得し、非常時の電源確保に備えることとした。 ・破損・劣化の激しかった1号上屋プラットホームの車止めを全体的に更新した。 ・安全面を考慮し、管理区域全体のグレーチングを点検し、早期修復・交換を徹底した。
環境衛生面	・工業用水の次亜塩素酸濃度の計測・記録を行うとともに、長靴洗浄層にはタブレット投入により濃度を補完し、管理を行った。 ・清掃業者との連携を強化し、ウロコの洗浄、土間の滑り除去など逐次徹底するよう依頼した。 ・鳥類、動物類の侵入対策として、防鳥ネットの点検、駒外れ・破れの修繕を実施するとともに、侵入した鳥類、動物類の捕獲排除を徹底した。 ・かにかご上屋内や各前室通路に水溜まりができるので、ワイパーにて逐次排出を実施した。
修繕面	・監視員・職員の巡回により、施設・設備の状態を的確に把握し、迅速に修理等対応した。 ・市場整備開始から7年近く経過している中で、施設設備の修繕費用の経費負担が増加している。修繕に、地元企業を活用するとともに、定期的な点検・部品交換業務等の委託をより重点的に行い、故障が発生してからではなく、故障を未然に防止することで経費削減を図る方向にシフトしている。

8 利用者意見への対応

利用者意見の把握方法	卸売業者とは常日頃からタイムリーに情報収集・意見交換を図り関係強化。日常業務の中で仲買業者とも意見交換。特に岸壁利用で生産者と密に連携。
------------	--

利用者からの苦情・要望（抜粋）	対 応 状 況（ 抜 粋 ）
調理実習室に児童用の室内履きが欲しい。施設利用者より	20cmの室内履きを用意しました。
5号岸壁の持出し海水に藻が混入している。仲買業者	職員にて確認後、ホース内を清掃・交換しました。
砕氷が出ない。仲買業者	職員にて確認したところ、貯氷庫内にて角氷が融着していたため搬出し、異常復旧作業後回復しました。
7号岸壁のコンクリートがガタつく。卸業者より	職員にて確認後、瑕疵調査でも確認し、業者にて砂を埋め補修しました。

利用者からの積極的な評価
市場・漁港を管理する組織として認知されていると判断。

9 指定管理者による自己点検

労働関係法令、環境関連法令、建築物の管理に関する法令その他関係法令の遵守状況	☒
協定書（仕様書）、指定管理者募集（又は審査）要項及びその付属資料並びに指定管理者指定申請書の遵守状況	☒

〔成果のあった取組み・積極的に取り組んだ事項〕
・水揚げ時間帯が生産者の業態によって異なる中で、それぞれの利用シナリオを想定して水揚げ・休憩の岸壁を調整するとともに、8号岸壁についても港湾管理者や利用者と調整の上活用することにより、円滑な係留案内を行った。こうした取り組みを続けることにより、卸売業者、生産者との情報共有体制が構築され、タイムリーな情報入手につながった。 ・市場での洗車行為の急増に対し、現場及び会議にて禁止を要請し、減少させることができた。 ・関係者との連携に注意し、関係を強化したことにより、過失による施設の破損や油漏れ等につき、原因者からの自己申告や、関係者からの報告を通じて事象発見及び原因者特定に至ることが増え、修繕費用の負担減少につながった。

〔○現在、苦慮している事項〕〔●今後、改善・工夫したい事項・積極的に取り組みたい事項〕
○休憩用岸壁の不足による係船調整 ○修理費の高額化、経年劣化事象の増加 ○飛ばしトラックの待機場不足 ○市場休場日の日数が他市場と比べ大幅に少ないこと ●職員によるテーマを絞った活動の展開 ●費用面及び運用管理の問題があるが、ホームページの開設 ●トラックスケールの電子化、場内のWi-Fi整備など現在進行中の市場環境のシステム化

10 施設所管課による業務点検

労働関係法令、環境関連法令、建築物の管理に関する法令その他関係法令の遵守状況	☒
協定書（仕様書）、指定管理者募集（又は審査）要項及びその付属資料並びに指定管理者指定申請書の遵守状況	☒

項 目	評 価	点 検 結 果
〔施設設備の維持管理・緊急時の対応等〕 ○施設設備の保守管理・修繕 ○施設の保安警備、清掃等 ○事故の防止措置、緊急時の対応	4	・市場や漁港の施設設備全体を常に把握し、不具合箇所の早期発見、迅速な修繕対応を実施している。 ・前室通路等の水溜まり排出をワイパーで実施するなど衛生的な施設環境の維持に努めている。 ・1月の地震発生後速やかに施設点検を行い被害状況の把握を行うとともに、荷役の支障とならないよう段差解消措置を独自に実施した。また、非常時の電源確保するなど安全管理面での備えを実施した。 ・定期的な避難訓練を実施すること。
〔施設の利用の許可、利用料の徴収等〕 ○利用の許可 ○適正管理に必要な利用者への措置命令 ○利用料金の徴収、減免の実施	4	・市場施設及び漁港施設の不適切利用につき、条例等に基づき適正に指導等の対応を行っている。 ・使用料の徴収に関しても適正に実施し、遅滞なく県への払込みをしている。
〔その他管理施設の管理に必要な業務〕 ○利用受付・案内 ○附属設備・備品の貸出し ○利用指導・操作	3	・備品・物品の使用法を利用者にわかりやすいよう表示する等適切な案内に努めている。
〔利用者サービス〕 ○開館時間、休館日、利用料金等 ○利用者へのサービス提供・向上策 ○施設の利用促進 ○個人情報保護、情報公開 ○利用者意見の把握・対応	4	・高度衛生管理型市場の管理において、関係者と連携しながら、市場利用者からの多数の要望や苦情にも機敏に対応した。 ・利用者の声をもとに、調理実習室に児童用スリッパを新たに設置するなどサービス向上に努めている。 ・令和7年度から協定書に追加された「個人情報・使用者情報の取扱いに係る特記事項」に基づく個人情報保護に関する研修を実施すること。
〔収入支出の状況〕	3	・委託業務の複数年契約などにより経費削減に努め、余剰金を発生させている。 ・年次点検など単年度契約の委託業務について、事務処理規程の基準(50万円以上)に基づく見積合わせを実施し、見積合わせが適さないものは関係書類にその理由を記載すること。
〔職員の配置〕 ○適正な職員配置 ○処遇改善計画の達成状況	5	・業務の円滑な実施のため、適切に配置されている。 ・処遇改善につき、計画以上に達成し、安定的な人員体制の確保が図られている。
〔会計事務の状況〕 ○不適正事案や事故等の有無 ○業務報告書(月次)における内部検査結果 ○利用料金等に係る適正な会計事務 （利用券、利用券管理簿の管理など） ○必要な規程類の整備 （会計規程、協定書等で整備が定められている規程など）	3	・帳簿の整理、使用料徴収事務等も適切に行われている。 ・毎月会計事務所による会計検査を実施している。
〔関係法令の遵守状況〕 ○関係法令に係る行政指導等の有無等 ・労働関係法令 （労働基準、労働安全、障がい者雇用等） ・環境関連法令 （大気、水質、振動、廃棄物等） ・その他の法令 ○県内発注（鳥取県産業振興条例）	3	・労働条件等、関係法令は適切に遵守されている。
〔県への報告書類〕 ○期限までの報告	3	・報告書類の提出遅延はおおむね改善されているが、事業計画書が期限を数日超過していたので期限までに提出すること。
〔県の施策への協力〕 ○障がい者就労施設への発注	3	・発注実績あり。

総括	3.5	・関係者との信頼関係構築に注力しながら、多種多様な意見・要望に機動的に対応しており、その取組みが、原因者からの破損事故の報告や、係船調整の円滑化など一定の成果につながっている。 ・市場整備のための工事が継続中であって、これまでの経験を十分発揮し、円滑な運用に努めている。
----	-----	--

《評価指標》 5：協定書の内容について高レベルで実施されており、また、計画・目標を上回る実績があり、優れた管理運営がなされている。
4：協定書の内容以上の適切な管理が行われており、計画・目標を上回る実績があった。
3：おおむね協定書の内容どおり適切な管理が行われており、計画・目標に近い実績を達成している。
2：協定書の内容に対して不適切な事項が認められ、また、計画・目標を達成していない。
1：協定書の内容に対して重大な違反事項が認められる、指摘済みの不適切事項が放置されている、
※総括欄は、各項目の平均の小数点以下第2位を四捨五入した数値を基本に、総合的に評価する。